

茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例

令和6年2月19日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、法第292条において準用する法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。

2 広域連合と包括外部監査契約を締結した法第292条において準用する法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 広域連合が法第292条において準用する法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 広域連合が出資しているもので法第292条において準用する法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 広域連合が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 広域連合が受益権を有する信託で法第292条において準用する法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 広域連合が法第292条において準用する法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号。以下「規約」という。）第3条に定める区域の住民のうち法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項の請求権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 広域連合議会は、法第292条において準用する法第98条第2項の請求をする場合に

において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 広域連合長は、法第292条において準用する法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 広域連合長は、前条第2項各号に掲げるものについての法第292条において準用する法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

5 規約第3条に定める区域の住民は、法第292条において準用する法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。